

『特別事情の書き方と文例』

□ (例1～例7)を参考にして御事情を整理し、「特別事情」の欄に御記入ください。

……………目 次……………

- 1 保護者の転勤に伴う一家転住 (2ページ)
(例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合
(例2) 父が転勤のためすでに府内に在住しており、家族で父の元に転居する場合
- 2 保護者の転勤以外の事情による転居 (3ページ～4ページ)
(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合
(例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合
(例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合
- 3 保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居 (5ページ)
(例6) 高校受験を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合
(例7) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

(転居を伴う特別事情の場合、文面に必ず含めなければならない内容)

- ・「誰」が大阪府内に転居予定であるか
 - ・大阪府内の転居先とその住居形態(持ち家、賃貸、社宅等)について
 - ・転居予定日(9月末までに転居が完了すること)
 - ・転居する特別事情
- * 特別事情を説明する文章では、志願者「本人」を基準に、たとえば、「保護者(父母)」、「保護者(父)」、「母(保護者)」、「父(親権なし)」、「父方の祖父」という形で、その関係を記述ください。
- * 特別事情申請書には、卒業した中学校より、他都道府県中学を卒業するが、他都道府県の公立高等学校を志願しない(大阪府の公立高校のみを志願する)旨の副申が必要となります。

1 保護者の転勤に伴う一家転住

(例1) 父の転勤により、家族全員で府内の社宅に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が10月1日付けで大阪府内に転勤となるため)

(誰か) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内にある社宅に) (転居予定日) ⇒ (9月23日)

*次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父が10月1日付けで大阪府内に転勤①することとなり、家族全員②で大阪府内に転居し、□□市内の社宅(借り上げ住宅)③に入居することになった。転居は令和6年9月23日④の予定である。

【参考】「9月23日(転居予定日)までに家族全員が入居予定である」ことの証明書が必要となります。

*お住まいが社宅でなく、持ち家の場合には、保護者が持ち主であること、賃貸住宅の場合には、契約者が保護者であることがわかる証明書の提出が必要となります。

(例2) 父が転勤のためすでに府内に在住しており、家族で父の元に転居する場合

(転居の特別事情) ⇒ (父が4月に転勤のため府内に転居。このたび、本人と母が転住)

【さらなる特別事情】⇒ (本人の高校受験を機に、府内に転住し、同居するため)

(誰か) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の父名義の持ち家で同居) (転居予定日) ⇒ (9月24日)

*次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

父は令和6年4月1日付けで転勤することになった。父親が大阪府内に単身赴任し、本人と母親は名古屋市内に残ることとし、現在に至っている①。

本人が高校を受験する機会に母親と本人②が大阪へ転居し、父親と同居することになった。

なお、転居地は、△△市内の持ち家(父親名義)②であり、令和6年9月24日③に入居予定である。

【参考】お住まいになる住居の証明が必要となります。(父の現在の住居から変更する場合には、変更予定の住居の証明が必要となります。)

2 保護者の転勤以外の事情による転居

(例3) 府内在住の祖父の介護のため、家族で同居の必要が生じた場合

(転居の特別事情) ⇒ (母方の祖父の介護で同居が必要となったため)

【さらなる特別事情】 ⇒ (父は勤務のため、大阪に転居できない)

(誰か) ⇒ (本人及び母親が)

(転居先と住居形態) ⇒ (祖父名義の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (9月22日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

本人の母方の祖父が高齢で介護を要するため①、本人と母が②本人の高校受験を機に、祖父(〇〇市(大阪府△△区)在住)と同居③することとした。

父は仕事の関係で神奈川県に残る予定①である。なお、転居先の住居は、祖父名義の持ち家②であり、令和6年9月22日転居予定③である。

【参考】保護者が所有及び契約等しない住居に転居する場合は、高等学校課学事グループ(TEL06-6944-6887)までお問い合わせください。又、保護者が府内に住居を新築したり、購入され同居される場合には、その内容を示す証明書の提出が必要です。

(例4) 府内に住居を購入することに伴い、一家転住する場合

(転居の特別事情) ⇒ (大阪府内に持ち家を購入したため)

(誰か) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の持ち家に) (転居予定日) ⇒ (9月24日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

大阪府△△市に住居(父名義)を購入(新築)③したため、現在の賃貸住宅を退去し①、家族全員①で転居することとした。令和6年9月24日転居予定④である。

【参考】購入した自宅が保護者の持ち家であり、引き渡しが9月24日までであることが確認できる(公営住宅等の場合には、入居と入居予定日が確認できる)書類の提出が必要です。

(例5) 現在の賃貸住宅の契約満了により、府内に一家転住する場合

(転居の特別事情) ⇒ (現在の賃貸契約満了に伴い、新たに府内の賃貸物件と契約したため)

(誰が) ⇒ (本人及び保護者の両方が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内の賃貸住宅に) (転居予定日) ⇒ (9月23日)

* 次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人及び父、母が住んでいる、滋賀県内の住宅の賃貸契約が令和6年9月末で満了になるのを機に、家族全員②で大阪府内に転居する①こととした。転居先は大阪市〇〇区に新たに契約する賃貸住宅③で、令和6年9月23日転居予定④である。

【参考】賃貸住宅の契約者が保護者（保護者）であり、転居予定日までに入居可能であることが確認できる証明書類（府営住宅の場合は当選通知書等、社宅等の場合は、会社が家族全員の入居を転居日までに認める証明書）の提出が必要です。

3 保護者は府内在住で、府外在住の本人のみ転居

(例6) 高校受験を機に、本人が府内在住の保護者の元に戻る場合

(転居の特別事情) ⇒ (現在、三重県の祖父の元で生活している)

(誰か) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態) ⇒ (府内在住の保護者の元に) (転居予定日) ⇒ (9月22日)

*次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

現在、本人②は、三重県で父方の祖父と生活しているが、本人の高校受験を機会に①、府内在住の保護者(父、母)の元③に戻ることにしたので、大阪府内の公立高校に志願したい。令和6年9月22日転居予定④である。

【参考】父母が府内在住であることを証明する書類(住民票等)の提出が必要となります。

(例7) 両親の離婚に伴い、本人を府内在住の保護者の元に引き取る場合

(転居の特別事情) ⇒ (離婚により、親権を持った母が、府内に転居したため)

【さらなる特別事情】⇒ (中学卒業までは(親権のない)父方の祖父母と同居)

(誰か) ⇒ (本人が)

(転居先と住居形態) ⇒ (母が新たに契約する大阪府内の賃貸住宅)

(転居予定日) ⇒ (9月24日)

*次の①～④が作成した文書に含まれているか、確認してください。

- ① 特別な事情 ② 大阪府に転住する者 (すべて) ③ 府内の転居先と住居形態
④ 転居予定日

保護者の離婚により、母が親権を持つこととし、母は大阪府内の実家に転居①した。〇〇県の父(親権なし)方の祖父母の元にとどまることとしたが、この度、母(保護者)と暮らす①こととした。母は△△市内の賃貸住宅に転居し、本人と同居③する。令和6年9月24日転居予定④である。

【参考】保護者とは、本人に対して親権を行う者を言います。新居となる賃貸住宅については、契約者が母であり、9月24日までに入居可能であることの証明の提出が必要です。また、保護者である母親が、住居を移さず本人と同居する場合でも、母が府内在住であることを示す証明書の提出が必要となります。